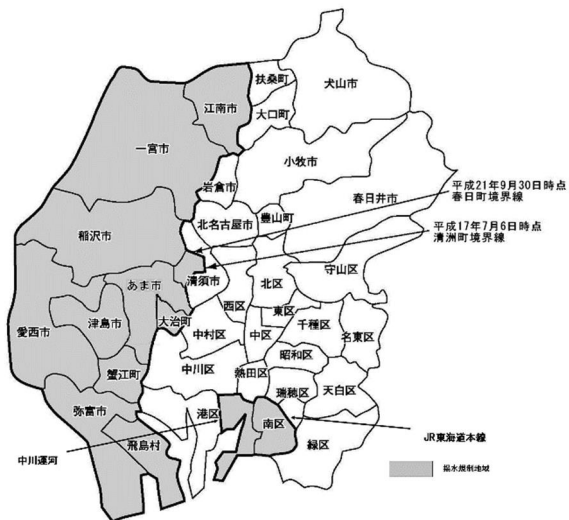
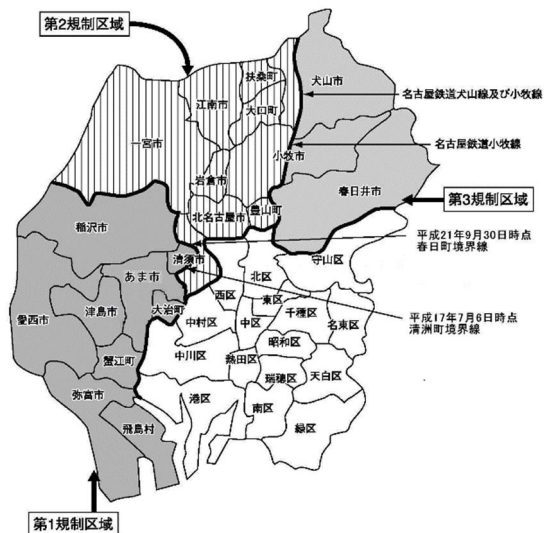


参考2 愛知県内の揚水規制と揚水量の経年変化

○工業用水法



○条例



○水量測定器設置と揚水量報告が義務づけられている区域



地下水揚水規制の概要

	工業用水法		県民の生活環境の 保全等に関する条例		市民の健康と安全を確保する 環境の保全に関する条例		
経過	S35.6.17 S59.7.5	名古屋地域揚水規制 尾張地域揚水規制	S49.9.30 S51.4.1	揚水規制 区域拡大	S49.11.16	揚水規制	
規制地域	名古屋地域 名古屋市南区の一部、港区の一部 尾張地域 一宮市始め尾張 11 市町村		第一規制区域…稲沢市以南 第二規制区域…一宮市等 第三規制区域…春日井市等		名古屋市全域		
規制対象 用 途	工業用		家事用を除く全用途 ただし、工業用水法適用のものは除く		(左に同じ)		
許可基準	名古屋地域		(1) ストレーナーの位置 地表面下 10m以浅であること (2) 揚水機の吐出口の断面積 6 ～ 19 cm ² (直 径 2.76 ～ 4.91cm)であること (3) 揚水機の原動機の定格出力 2.2kW 以下であること (4) 1 日当たりの事業所総揚水量 350 m ³ 以下であること		(左に同じ)		
	地 域	揚水機の吐 出口の断面 積 (cm ²)					ス ト レ ー ナー の 位 置 (地表面下 m)
	南区、港区 (堀川以西の 地域及び潮見 町を除く。)	46 以下					80 以深
		46 を超え るもの					300 //
	上に挙げる 地 域 以 外 の 地域	46 以下					90 以深
		46 を超え るもの					180 //
	尾張地域 (1) ストレーナーの位置 地表面下 10m以浅又は 2,000 m以深であること (2) 揚水機の吐出口の断面積 6 ～ 19 cm ² (直 径 2.76 ～ 4.91cm)であること						
その他	許可井戸の使用者は、井戸使用状況報 告の義務		揚水機の吐出口の断面積(2つ以上の 揚水設備がある場合はその合計)が 19 cm ² を超えるものは、水量測定器設 置、揚水量報告義務		(左に同じ) 揚水設備以外の設備(断面積が6cm ² 以 下のもの)のうち家事用のもの以外の 設置届出・揚水量報告義務 地下掘削工事の届出及びその際の地下 水のゆう出量の報告義務		

問 合 せ 先

地下水採取に関する規制、水量測定器の設置についての問合せ、ご相談は、下記の機関で取扱っています。

1) 工業用水法尾張地域及び県民の生活環境の保全等に関する条例

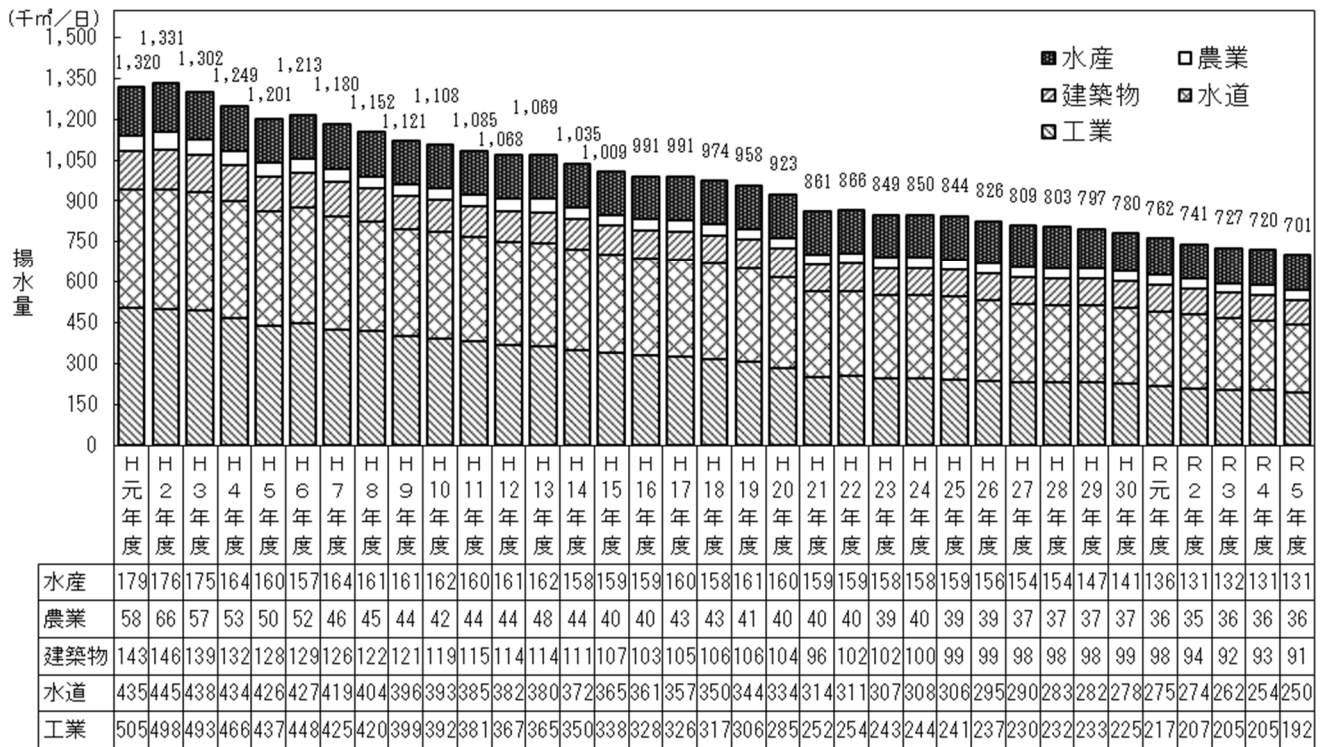
所轄の県民事務所等環境保全課

愛知県環境局環境政策部水大気環境課生活環境地盤対策室 TEL (052) 954-6224

2) 工業用水法名古屋地域及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

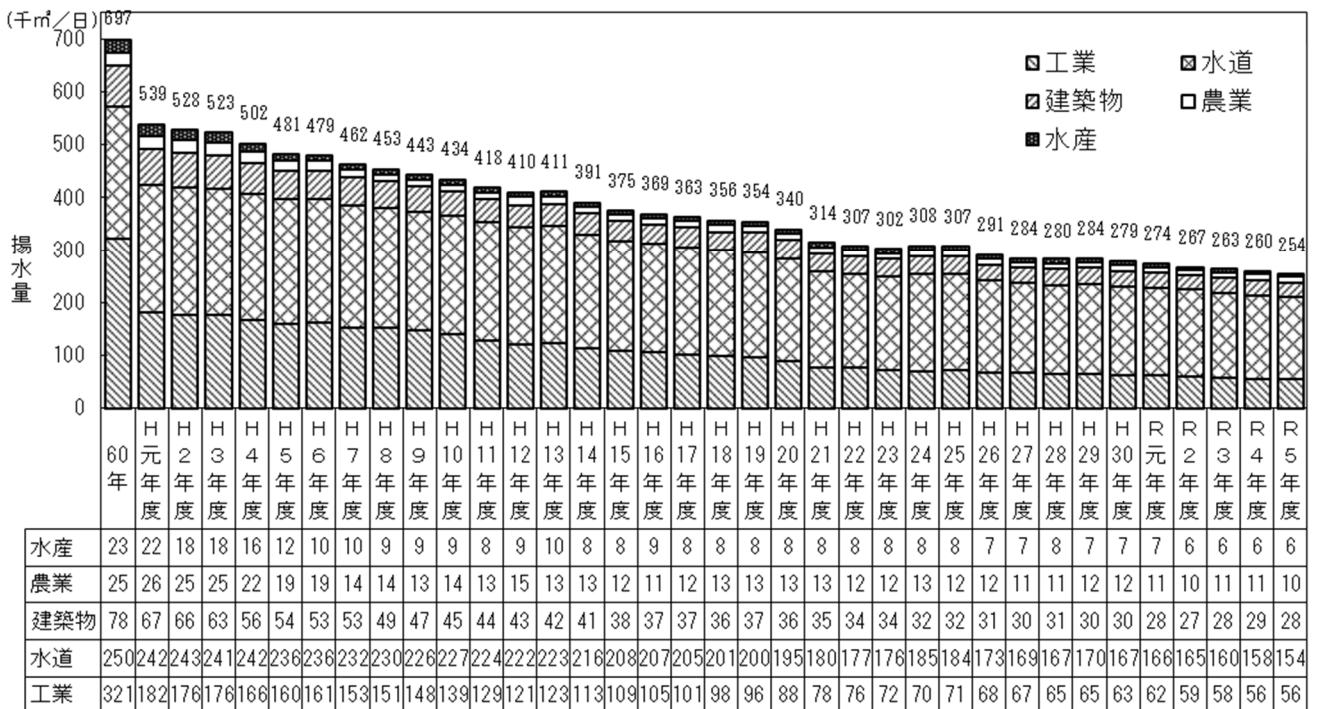
名古屋市環境局地域環境対策課 TEL (052) 972-2675

愛知県の地下水総揚水量



(注) 四捨五入のため、合計が合わない場合がある。

尾張地域地下水総揚水量



(注) 工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の規制区域 19 市町村。

資料：県環境局